

ご請求明細書の郵送に関する特約

第1条（適用）

本特約は、当行が発行したカード(以下「本カード」といいます。)の本人会員に適用されます。

第2条（発行手数料）

本カードの会員規約第8条⑦および⑨に基づき当行が本人会員に請求明細を郵送により提供した場合、本人会員は、以下のいずれかに該当する場合を除き、当行所定の手数料を、本カードの利用代金の約定支払期日に当該代金と合算して支払うものとします。

① キャッシング利用またはキャッシング利用にかかる残高が請求明細に記載される場合

② 支払方法が二回払い、ボーナス一括払い、ボーナス二回払い、リボルビング払いまたは分割払いのショッピング利用にかかる残高が請求明細に記載される場合

③ ①②のほか当行が特に認める場合

第3条（本特約の適用および変更）

本特約の改定は、カード会員規約第17条の定めに従うものとします。